

埼玉県障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、こども家庭庁「障害児安全安心対策事業」を活用し、障害児支援事業所等に通うこどもの性被害防止のための設備等の購入費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

- 第2条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、埼玉県内（指定都市及び中核市を除く。）に所在する障害児入所施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業を一体的に行う多機能型事業所（以下「障害児支援事業所等」という。）を運営する法人とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。
- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象経費及び補助率)

- 第3条 補助金の対象となる経費は、別表の第3欄に定める経費とし、補助率は同表第5欄に定める率とする。

(交付額の算定方法)

第4条 交付額は、第3欄に定める対象経費の実支出額と別表の第4欄に定める補助基準額と比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

(カメラを使用・設置する場合の留意事項)

第5条 事業所にカメラを設置する場合、障害児支援事業所等の利用児童等のプライバシーの保護に十分に配慮する必要があるため、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所、事務室等の主に職員等が出入りする場所及び車内等の閉鎖的な場所等が撮影範囲となるように設置すること。

2 カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、利用児童や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

3 カメラ設置の要否については、利用児童の状況や障害児支援事業所等における虐待事案の発生状況等を踏まえて各事業所において判断すること。

また、カメラの設置については、必要に応じて、利用児童及び保護者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。

カメラの設置は、性被害防止を目的としたものであるため、同カメラにより撮影した映像等を、利用児童等の生活状況を共有する目的で保護者に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第6条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万

円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (2) 補助事業者は、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(交付決定通知等)

第9条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付額確定通知書は、様式第2号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付額確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号不交付決定通知書により通知する。

(交付の方法)

第10条 県は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告の結果、補助金の支給に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(決定の取消し等)

第12条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。

(3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。

(4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

別表（第3条・第4条関係）

1 補助事業名・内容	2 対象事業所	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
埼玉県障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業 事業内容：こどもの性被害防止のための設備等の購入費を補助する。	障害児入所施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業を一体的に行う多機能型事業所	こどもの性被害防止のための設備等の購入費（パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の購入や、支援内容の記録を行うためのカメラ、人感センサーライト等の購入に要する費用）	1事業所当たり 100 千円	3/4